

生活扶助費等負担金(保護施設事務費負担金に係る分)の交付が過大

1 件 不当金額(支出) 2 8 8 8 万円

1 負担金の概要

生活扶助費等負担金(保護施設事務費負担金に係る分。前掲79ページ参照)は、都道府県又は市町村(特別区を含む。これらを「事業主体」)が、障害により日常生活を営むことが困難な被保護者等について、救護施設等の保護施設(以下「保護施設」)に入所を委託するなどしたことに伴い必要な保護施設の事務費(以下「施設事務費」)を支弁した場合に、その一部(3/4)を国が負担するものである。

施設事務費の月額、保護施設ごとに保護施設を管轄する都道府県知事等が設定した施設事務費支弁基準額(以下「基準額」)に各月初日の入所実人員を乗ずるなどして算定することとなっている。基準額は一般事務費単価に指導員加算、看護師加算(これらを「指導員等加算」)等の単価を加算して設定することとなっていて、指導員等加算は保護施設職員職種別配置基準表(以下「職員配置基準」)による職員数が充足され、かつ、加算配置数として規定された指導員又は看護師が配置されていることなどの要件を全て満たす場合に加算されることとなっている。また、職員配置基準による職員数及び加算配置数は、常時勤務する者(常勤職員)で確保することが原則とされているが、常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間(所定労働時間)数が常勤職員を充てる場合の勤務時間を上回る場合等の条件を満たす場合には、その一部に非常勤職員を充てても差し支えないこととなっている。

2 検査の結果

茨城県は、管轄する2救護施設について、加算配置数として規定された指導員を配置していなかったり、配置されていた非常勤職員である看護師の所定労働時間が常勤職員である看護師の所定労働時間を下回っていたりして、指導員等加算の要件を満たしていないのに、一般事務費単価に指導員等加算の単価を加算するなどして当該救護施設に係る基準額を設定していた。そして、38事業主体は、当該基準額に基づき、施設事務費として、平成27年から30年までの間に計11億7628万円を支弁して、これに係る負担金計8億8221万円の交付を受けていた。このため、適正な基準額に基づく施設事務費との差額に係る負担金計2888万円が過大に交付されていて不当と認められる。

(注) 38事業主体 被保護者の入所を委託している事業主体である茨城県、水戸、日立、土浦、古河、石岡、結城、龍ヶ崎、常総、常陸太田、笠間、取手、牛久、つくば、ひたちなか、鹿嶋、潮来、常陸大宮、那珂、筑西、稲敷、かすみがうら、桜川、神栖、行方、鉾田、つくばみらい、小美玉各市、中央、台東、品川、世田谷、杉並、北、板橋、足立、葛飾、江戸川各区

部局等	基準額の 設定者	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認め る国庫負担 対象事業費	不当と認め る国庫負担 金交付額	摘 要
茨城県、 東京都	茨城県	38事業主体	平成 27～30	円 11億7628万	円 8億8221万	円 3851万	円 2888万	加算の要件を満 たしていなかつ たものなど